

川崎市立金程小学校いじめ防止基本方針




1 令和5年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育21推進事業

学校教育目標

【自立】 【協働】 【創造】
 自分のよさを伸ばし、共に支え合い、よりよい社会を創造する
 学び続ける子どもの育成

学校経営目標（今年度の重点目標） → 学校経営の3つの評価領域

① 授業の充実	② 心の教育の充実	③ 実践的活動の充実
自立 「社会的自立に必要な 能力・態度を育むこと」  【自ら学ぶ力】 自分の考えや思いをもち、粘り強く 共同的に学んでいく力 めざす子どもの姿 ～主体的に考える子ども～	協働 「共生・協働の精神を育むこと」  【人間関係形成力】 多様な考えや立場を理解し、相手の意見を 聴いて自分の考えを的確に伝える力 めざす子どもの姿 ～共に支え合う子ども～	創造 「よりよい社会を創造する 実践力を育むこと」  【実践的活動の充実】 自分の行動を調整し、生き方を主体的 に選択する力 めざす子どもの姿 ～自分から行動する子ども～

重点に係る具体的な取組

<p>○学びを共有し高め合う学習(子ども同士が対話する授業)の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲的に取り組むための単元計画や授業展開の工夫を行う。 ・互いの考えを交流し深めたり広げたりする授業を日々実践していく。 ・「言葉を通した伝え合いの積み重ね」の研究に取り組み、伝える気持ちや表現力を身に付ける授業を行っていく。 ・一人ひとりが学びを積み重ねられる指導や支援の工夫をする。個に応じた支援(ユニバーサルデザインや個別指導)やきめ細かな指導を行うための体制を整える。 	<p>○自分のよさに気づいたり、多様な立場を理解しようとしたりする心の教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よい言動を価値づけほめることを意識的に行い、個々のよさや違いを受け止め支え合う集団を作る。 ・道徳科や学活、共生*共育等を通して人権意識を育てる。 <p>○いじめや暴力は許されないという学校風土づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや体罰に関わる職員研修を実施し、いじめ防止に対する教職員の意識を高める。 ・いじめ防止教育推進担当を中心に計画的な心の教育を推進する ・教職員の連携体制を整えネットワーク型の支援体制を整える。 	<p>○児童の主体的な取組の充実により、自尊感情や自己有用感の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの主体的活動を計画的に取り入れ、自分から行動したり、失敗を乗り越えたりできる子どもの育成に努める。 ・「心結ぶあいさつ」を通して人とのかかわりを広げていけるよう、教職員が率先してあいさつを心がけていく。 <p>○学校や地域を大切に思い、愛する心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんど焼き等の地域行事への積極的な参加を通し、地域を愛する心を醸成する。 ・地域力を生かした環境教育、栽培教育、安全教育を計画的に実践していく。
--	--	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

月	活 動 内 容 (児童支援部会、職員会、職員研修、いじめ防止対策会議)
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ※「学年会」で情報を把握・対応 ⇒ 緊急性な場合週1回の打ち合わせで情報共有⇒ 児童支援部会(月中)で報告・情報共有⇒ 「学年会」で情報伝達 ⇒ 「職員会議」(月末)で全教職員が情報共有 のサイクル
年間	<ul style="list-style-type: none"> ○全学年6回かわさき共生*共育プログラム ○SOS の出し方・受け止め方教育の実施 (9月) ○1年生1回、2～6年生2回の効果測定の実施 ○1年生2回、2～6年生3回の生活アンケートの実施 (実施後の児童面談)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針と重点目標の確認、構成員・役割分担の確認、年間計画の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[いじめ防止対策会議][職員会議] ・学校生活アンケートと効果測定、かわさき共生*共育プログラムの取組についての確認 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[児童支援部会][職員会議] ・「金程小学校いじめ防止基本方針」を活用した研修 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[職員研修] ・地域訪問、教育相談(希望者)の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校生活アンケートと効果測定の実施と集約、その結果を受けての児童面談と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[各担任]
6	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画作成についての研修 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[職員研修] 【児童指導点検強化月間(6/5～7/7)】 ・支援教育 Co による「いじめ」についての講話 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[朝会] ・いじめ防止教育推進担当による「いじめ」に関する授業 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[各担任] ・生活アンケートによる児童面談 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[各担任] ・保護者(希望者)との担任による教育相談の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・3～6年情報モラルの学習 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[情報担当] ・夏休み期間中の過ごし方の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[教育創造部会]
8	<ul style="list-style-type: none"> ・「効果測定」の結果の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[職員研修][各学年] ・児童理解研修(思春期の発達課題) <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[職員研修][児童支援部会]
9	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修(個々の課題に対する支援や対策) <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[職員研修][児童支援部会] ・全保護者との個人面談 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[各担任] ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[児童支援部会]
10	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校生活アンケートと効果測定の実施と集約、その結果を受けての児童面談と対応 ・個別の指導計画見直し <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[児童支援部会] ・「いじめ」防止授業 <ul style="list-style-type: none"> ・・・・・・・・[各担任]

11	<p style="text-align: center;">【かわさき人権週間 11/13～11/21】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権朝会 [人権教育推進担当] <p>(いじめの防止や人権を尊重する取組について各学級で話し合いと実践、その成果の共有)</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者（希望者）との担任による教育相談の実施 ・冬休み期間中の過ごし方の確認 [教育創造部会]
1	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校生活アンケート実施 ・「いじめ」防止授業 [各担任]
	【学校体制振り返り月間】
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校生活アンケート集約、その結果を受けての児童面談と対応 ・今年度の取組の反省と学校評価への反映 . . . [児童支援部会][年間反省会議][学校報告会]
3	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画振り返り、申し送り事項記入 [各担任] ・来年度に向けての基本方針の見直し [いじめ防止対策会議] ・春休み期間中の過ごし方の確認 [教育創造部会]

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組 ～自浄力の育成～

[自主的な企画・運営]

- ・30周年のスローガン「心むすぶあいさつで 仲間と協力あふれる笑顔 明日へはばたけ金程っ子」思いを引き継ぎ、児童会を中心とした「あふれる笑顔プロジェクト」を年間通して実施

[交流活動の活性化]

- ・たてわり交流（3学年構成と全学年構成の2部構成を用いた異学年交流）
- ・1年生スタートプログラム（1・2年での交流、1・6年での交流）
- ・小中連携教育（授業体験、部活動体験、行事交流）
- ・幼保小連携活動（園児学校見学、1年生との交流）
- ・就学時健康診断の手紙とプレゼント（1年生・・プレゼント作成 2年・・手紙作成）
- ・地域行事(どんど焼きや秋祭り)での地域住民との交流活動

[啓発活動]

- ・人権に関する話し合いの活動（道徳、人権朝会）
- ・人権に関する本の紹介（図書委員会）や人権に関する本の学級での読み聞かせ
- ・全クラスによる「いじめ」防止授業の実施（児童支援部会より提案）

保護者の取組（PTA 活動）

- ・PTA 校外委員会のパトロールとしての地域での見守り活動

地域住民の取組

- ・町会パトロール隊の地域での見守り活動
- ・学校運営協議会委員会での意見交換、改善案の協議